

平成27年勝浦町マラソン議会（4月会議）会議録第1号

1 招集年月日 平成27年4月28日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 4月28日 午前9時29分 副議長 節 公 一

散会 4月28日 午前10時17分 副議長 節 公 一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	美馬友子	2番	麻植秀樹
3番	河野道雄	4番	節 公 一
5番	国清一治	6番	森本 守
7番	山野忠男	8番	井出美智子
9番	大西一司	10番	川端雅夫

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

1番	美馬友子	2番	麻植秀樹
----	------	----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町 長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	伊丹眞悟
税務課長	松本重幸	福祉課長	大西博己
建設課長	柳澤裕之		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 勝浦町役場及び勝浦町住民福祉センター耐震補強及び  
大規模改修工事請負契約の締結について

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について  
勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につ  
いて

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について  
勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第7 発委第1号 勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条  
例について

日程第8 町民の声に対する質問

日程第9 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時29分 開議

○副議長（節 公一君） 皆さん、おはようございます。

大西議長が急遽所用ができ、遅刻の届け出が出ていますので、来られるまでの間、私がかわって議長を務めさせていただきますが、皆様のご協力をよろしくお願いいたしますします。

ただいまから平成27年勝浦町マラソン議会4月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○副議長（節 公一君） 日程第1、諸般の報告を行います。

会議等への出席状況を報告いたします。

3月28日、香川県で開催された四国町村議会議長会総会に大西議長が出席しました。

3月24日、徳島市で開催された徳島県市町村振興協会理事会に大西議長が出席しました。

3月27日、小松島市で開催された小松島三市町村衛生組合議会に森本議員、川端議員と大西議長が出席しました。

4月1日から2日まで高知県で開催された徳島県町村議会女性議員連盟研修に美馬議員、井出議員と大西議長が出席しました。

4月7日、徳島市で開催された徳島県町村議会議長会役員会に大西議長が出席しました。

4月15日、上勝町で開催された勝名地区町村議会議長会総会に大西議長が出席しました。

失礼します。一番初めに言いました「3月28日」と言いましたが、「3月23日」に訂正いたします。

次に、監査委員から平成27年4月分の例月出納検査結果についての報告書が配付のとおり提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは、中田町長、福田副町長、椎野教育長、伊丹参事兼企画総務課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○副議長（筈 公一君） 続いて、日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により指名いたします。

平成27年勝浦町マラソン議会4月会議における会議録署名議員は、1番美馬議員、2番麻植議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○副議長（筈 公一君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 報告いたします。

4月会議に向けて、議会運営委員会を4月13日に開催し、協議の結果、本日1日の開催といたしましたので、ご協力をお願いします。

以上、報告とします。

○副議長（筈 公一君） ただいまの議会運営委員長の報告にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（筈 公一君） 質疑なしの声により。

~~~~~

○副議長（筈 公一君） 続いて、日程第4、議案第1号、勝浦町役場及び勝浦町住民福祉センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに本件の提出説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さん、おはようございます。

平成27年勝浦町マラソン議会4月会議の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

す。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところをご出席をいただきまして、深く感謝を申し上げますとともに、皆様方には日ごろから町勢の発展にご尽力をいただいておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

さて、3月下旬から4月にかけては、生名谷川周辺で恒例となっています勝浦さくら祭りが開催を行いましたので、県下有数の桜の名所として、ことしも多くの皆様方が満開の桜を楽しんでおられました。

また、生名ロマン街道にあずまやを整備したところ、地元の皆様方から「さくら茶屋」と名づけていただき、今後ともお遍路さんの癒やしの場所として、また地域の皆様方の憩いの場所として有効に活用していただきたいと思っております。

4月9日には、生比奈小学校、横瀬小学校、勝浦中学校の入学式が行われまして、ことしは生比奈小学校21名、横瀬小学校14名、勝浦中学校31名が入学をいたしました。児童・生徒の皆さんが本当に元気に学び、健やかに成長されることを心から願っております。

また、4月15日には戦没者慰霊祭がとり行われました。戦没者、またご遺族の皆様方に対しまして、心からの哀悼の誠をささげるとともに、改めまして戦争の悲惨さと、幾多のとうとい犠牲があったことを見詰め直し、再び惨禍を繰り返すことのないよう恒久平和の実現に努めてまいります。

それでは、会議に上程をいたしております議案につきまして提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、勝浦町役場及び勝浦町住民福祉センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結についてであります。

これは、勝浦町役場及び勝浦町住民福祉センターにつきまして耐震補強及び大規模改修工事を施工するため、総合評価落札方式による上限つき一般競争入札により、工事の請負人を定め、その者と契約を締結するに当たりまして、勝浦町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、町議会の議決を求めるための案件でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

きます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（節 公一君） 町長の説明は終わりました。

それでは、第1号議案について詳細説明を求めます。

伊丹参事兼企画総務課長。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それでは、第1号議案についてご説明をいたします。

議案書をごらんください。

議案第1号、勝浦町役場及び勝浦町住民福祉センター耐震補強及び大規模改修工事の請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的、勝浦町役場及び勝浦町住民福祉センターの耐震補強及び大規模改修工事。

2、工事箇所、勝浦郡勝浦町大字久国。

3、契約の方法、一般競争入札。

4、契約の金額、3億1,104万円。

5、契約の相手方、徳島県徳島市富田橋7丁目17番地、株式会社島谷建設代表取締役島谷速敏。

2枚目に仮工事請負契約書を添付いたしておりますので、ご参照をいただけたらと思います。

以上でございます。

○副議長（節 公一君） 参事より詳細説明は終わりました。

ただいまより第一読会を行います。

議案第1号、勝浦町役場及び勝浦町住民福祉センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について、質疑のある方。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） ちょっと教えてもらいたいんですが、今の請負契約書のところで着工完成というところがあるんですけど、具体的な工事の流れ、住民にも非常に影響しますので、そして夜間工事もやるのか、そこらはアバウトで結構ですので、お願いします。

○副議長（節 公一君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） お答えします。

契約が本契約を完了しますと、それから業者さんにつきましては、資材の調達等に入ると思います。約1カ月ほどかかると聞いておりますので、6月ごろに着工になるかと思っております。基本的には、前にもご説明しましたように階上からずっと順序工事してまいります。当然課の移動もごございますので、年内中ぐらいをめどに役場と福祉センターについて、厳しい日程ですけども、こなしていきたいと。その工事が完了いたしましたら、今度災害拠点の関係で太陽光パネルを設置する工事がございまして、それも含めて年度内中には全て完了したいなと思っております。できるだけ土日に騒音とかの部分については、工事を進めたいと思っておりますけども、万が一大変厳しい日程も考えられますので、その場合は夜間時でも工事がする可能性が出てくると思います。できる限り夜間は避けたいと思っておりますけども、万が一の場合はそういう工事日程もやむを得なしと考えております。

○5番（国清一治君） ありがとうございます。

○副議長（笹 公一君） ほかに。

6番森本議員。

○6番（森本 守君） 入札についてやけど、ネットで見たら同額で入札したというようなことが載ったと思うんですけども、その件についてどうなんですか、お尋ねいたします。

○副議長（笹 公一君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 入札の金額については、税抜きで2億8,800万円。2業者について同額でございました。今回の入札につきましては、総合評価方式B型という総合評価を採用しておりましたので、そちらのほうで今回とりました島谷建設のほうが有利だったという結果になりました。

以上です。

○副議長（笹 公一君） よろしいですか。

○6番（森本 守君） はい。

○副議長（笹 公一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（笹 公一君） では、お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(筈 公一君) ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたしました。

これより第二読会を開きます。

この第二読会は、会議規則第53条の規定により、状況によっては私からも質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(筈 公一君) 異議ありませんので、そのように決定いたします。

それでは、議案第1号について第二読会に移ります。

質疑のある方。

(「なし」の声あり)

○副議長(筈 公一君) お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(筈 公一君) ご異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

本件について、討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(筈 公一君) ご異議ありませんので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(筈 公一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(筈 公一君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号は原案の

とおりに可決いたしました。

~~~~~

○副議長（笹 公一君） 次に、日程第5、日程第6を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 次に、報告2件についてご説明を申し上げます。

報告第1号と報告第2号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

まず、報告第1号は勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてであります。

これは、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律などが平成27年3月31日付で公布されたことに伴いまして、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

次に、報告第2号は勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、国の予算及び関連法案が平成27年4月10日に可決されたことに伴いまして、勝浦町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、以上で提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（笹 公一君） 町長の説明が終了しました。

続いて、担当課長に詳細説明を求めます。

松本税務課長。

○税務課長（松本重幸君） 報告第1号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項の指定に基づき専決処分をさせていただきましたので、改正内容をご説明いたします。

まず、1点目は、地方税法同施行令及び同施行規則に伴います条項番号の変更、文言の訂正追加であります。

主な内容は、徴税の納付書、減免の申請書、固定資産税の各種の申請書などに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制によりますところの個人番号、法人番号を追加することとなったこととございます。

また、固定資産税の現行の負担調整措置が平成27年度から平成29年度まで継続することとなったこととございます。

2点目が確定申告に不要な給与取得者等について、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みが創設されたこととあります。

これは、ふるさと納税先が5団体以下に限られます。また、控除の限度額は住民税所得割の1割から2割に拡大されました。先ほどお手元に配付させていただきました資料1をごらんいただきたいと思っております。

イラスト入りで図解されておりますが、左側をごらんください。

従来どおり、確定申告を行う場合であります。手順といたしまして、①でふるさと納税を希望する自治体等に行います。その際に受領書等をもらいます。これが②です。③でその受領書を添付して確定申告を行います。すると、税務署から住所先の市町村に申告情報が送られてきて、④として所得での還付、翌年の住民税の控除が受けられます。右側がワンストップ特例が適用される場合とございます。手順の1といたしまして、ふるさと納税を行う際、特例申請書をふるさと納税先の自治体に提出することによりまして、②の手続として住所地の市町村へふるさと納税を受けたときいただいたふるさと納税情報が通知されます。③といたしまして、翌年の住民税から控除されることとなります。これが特例制度とございます。

3点目といたしまして、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規に取得した四輪以上及び三輪の軽自動車、これは新車に限ります。排ガス性能及び燃費性能にすぐれた環境負荷の小さいものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の税率をおおむね75%、50%、25%低減させる特例措置が講じられました。軽自動車税のグリーン化特例と申します。

今の資料の2をごらんいただきたいと思っております。

それぞれの排ガス、燃費性能によりまして、3段階で税率が低減されております。

それと、軽自動車税につきましては、平成27年度分以後の年度分について適用することとされていた原付及び二輪車に係る税率の適用開始を1年間延期し、平成28年度分以後の年度分から適用されることとなりました。

最後に4点目でございますが、地方たばこ税の旧三級品に係る特例税率を廃止する経過措置でございます。

旧三級品の製造たばこに係る特例税率を激変緩和の観点から4段階で、最終的に平成31年4月1日までに廃止されることとなりました。

旧三級品と申しますのは、旧の専売公社が紙巻たばこを葉たばこの種類に分けまして、1級から3級まで等級を分けてございました。それが日本たばこ産業に移管されて、旧一級と旧二級は廃止統合されましたが、旧三級品だけは特別に低い税率で適用されておりました。ちなみに、ゴールデンバット、しんせい、エコー、わかば等でございます。

この改正がされますと、最終的に平成27年度3月31日までが1,000本つき2,495円の税率が、最終年度の4年後の平成31年4月1日からは1,000本につきまして5,262円となりまして、旧三級品以外と同じ税率になることでございます。

以上で専決第1号の説明を終わります。

○副議長（節 公一君） 続いて、報告第2号。

大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 続きまして、専決第2号でございますが、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例（27年勝浦町条例第18号）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定によりまして町長の専決処分をさせていただきました。

内容につきまして、改正案は第1段階、事前に配付して先ほど配付しました、報告第2号説明資料というのをごらんください。

第1段階の概要でございます。

老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税者及び生活保護受給者、あるいは世帯員全員が住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のものがございますが、基準額5,800円の負担割合50%を45%とし、年額3万4,800円を3万1,320円とする改正でございます。

この説明資料の裏面をごらんください。

裏面の左側が3月議会の条例改正により第1段階3万4,800円、これは負担割合50%でございます。それが今回の介護保険施行令の改正によりまして、さらに町村で5%の減ということで45%の負担割合となります。したがって、第1段階は3万1,320円とさせて頂きまして、その改正分につきましては公費とするため、平成27年度当初予算及び根拠政令の成立の公布日、平成27年4月10日をもって施行日としました。

報告第2号の2枚目、改め附則の分でございます。

同附則経過措置といたしまして、改正後の介護保険条例第3条第2項の規定は平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によると。

報告第2号の詳細説明は以上でございます。

○副議長（筈 公一君） 以上で報告は終了しました。

小休します。

午前9時55分 休憩

午前9時56分 再開

○副議長（筈 公一君） 再開します。

先ほどの報告第1号、報告第2号について質疑のある方。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） 1点だけちょっと聞きたいんですけど、軽自動車の改正が減免改正というんですかね、勝浦町の農家にとっては軽トラがなくてはならない私は必需品と申しますが、これがどこに当たって、とりあえずどれに当たるのか、別表になされとるんですけど、貨物車の、営業用の。

○副議長（筈 公一君） 松本税務課長。

○税務課長（松本重幸君） この項目の軽自動車は、一番下の貨物車で自家用のでございます。

それぞれの燃費性能がちょっと専門的な知識があるので、私ようわからんのですけども。

○5番（国清一治君） 一番下の貨物車の自家用車でいいんですね。解釈としたら。

○税務課長（松本重幸君） そういうことです。

○5番（国清一治君） そうしたら、軽四の経費ですか。これは農業の所得から経費が引かれるのかな。ガソリン代は多分いけると思うんやけど、私も今まで申告してるんで、その耐用年数とかで経費もいけるん。

○副議長（筈 公一君） 松本税務課長。

○税務課長（松本重幸君） 今、議員ご指摘のとおり農業用に使った場合、買い物等とは当然別なんですけれども、その他の農業用で使ったガソリン代、当然いけます。それから、車を購入した場合には、減価償却金、耐用年数4年ですので、総価格の、単純に言いますと4分の1ずつ、4年間減価償却費として経費として申告ができます。

○5番（国清一治君） ありがとうございます。

以上です。

○副議長（筈 公一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（筈 公一君） ないようですので、日程第7に移ります。

~~~~~

○副議長（筈 公一君） 先ほどの続きで、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について、議会運営委員長の国清議員から説明求めます。

国清議員。

○議会運営委員長（国清一治君） 発委第1号について、提案理由の説明をいたします。

勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について、このことについて勝浦町議会会議規則第11条の2の規定により提出をいたします。平成27年4月28日。提出者、勝浦町議会運営委員長国清一治。賛成者、勝浦町議会議員美馬友子、麻植秀樹、河野道雄、筈公一、森本守、山野忠男、井出美智子、大西一司、川端雅夫。勝浦町議会議長大西一司殿。

次の資料をごらんください。

勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を次のように改正をいたします。別表については、以下のとおりでございます。

附則、この条例は平成27年7月10日から施行する。

ご審議の上、議決賜りますようお願いをいたします。

○副議長（筈 公一君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。

発委第1号については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（筈 公一君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○副議長（筈 公一君） 次に、日程第8、町民の声に対する質問を議題とします。

提出議員の説明を求めます。

8番議員井出議員。

○8番（井出美智子君） 光ファイバーが設置されてもう9年になって、テレビ、インターネットが開始されて10年の契約期限が迫っていますが、契約改正についてどういう方式になるのかということの情報が十分ではないので、それはどうなるのかというのを説明したいと思います。

インターネットをしないお年寄りに、その間抱き合わせということでテレビだけを見ている人も情報と通信の両方の金額を払ってきたわけですが、インターネットを利用する人にとってはそれは安い金額だったんですが、テレビだけを見るお年寄りにとっては大きな負担となっていると思います。

この10年間にテレビだけを見るお年寄りは、約10万円ぐらいの負担を余分に払ってきたような感覚があるわけですが、今回どのように改定されるのかお聞きしたいと思います。

○副議長（筈 公一君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 来年の5月にIRUの契約が切れる方針ということになりますので、今のところ今年中に機種を更新するわけですが、基本的にはIRUの契約については従来どおりにしたいと。従来とおりの保守契約したいと思っておりますが、これから今言いましたようにことしの間に機種を交換しますので、業者も決まっておられませんし、当然機器のメーカーなり機種が具体的に決まっておられません。入札して、そのメーカーさん、今のシステムに合うような同等品、ある

いはそれ以上ということで機種を選定してまいります。そこで多少なりともメーカーさんによって機種がかわれば、多少の変更はあるかなというに心配します。できるだけ今の設備が活かせるような仕様にして入札したいと思っておりますので、基本的にはそういうことでIRUの件については従来どおりの契約の中にしていきたいということです。

ことしの機種の更新ですけれども、電送の方式が変わってまいります。今回予定しておる機種につきましては、今主流の機種、今というか現在の機種についてはメーカーのほうで全体的に生産がストップされておいて、新しい機種はございません。今言いましたように新しい電送方式の機種に切りかえていきたいと思っております。新しい機種にしますと、システムの構成、いろんなオプションがつけれるということもありますし、低価格も進んでおりますし、スペース、機械が省力化、小さくなっておりますし、電気代も安くというようなことも利点が多くございますので、今度の電送方式については今の機種と違った機種を。機械的にはいろいろあるんですけども、そういう特典がある機種にかえたいというふうに考えてます。

以上です。

○8番（井出美智子君） 昔の資料をもらいますと、上勝は勝浦とともに光通信の方式というのを上勝が1億3,000万円かけてやるっていうことももう少し踏み込んだ形で詳しく資料があるんです。それを見ると、加入者負担を入れてインターネットは今1,232円でできているのにインターネットが3,800円になって、ケーブルテレビが1,050円だったのが1,500円になる。IP電話が0円だったのが650円になって、今は新しい方式っていう光通信双方式にすると、かなり加入者負担が金額的に高くなっているっていうことが心配されるんです。上勝でこういう詳しい情報があるのに、どうして勝浦が私は知らなかったんかなっていうこういう質問させてもらっているんですけど、決まっていってというたつて一つの案だとは思っています。

もう一つ、やっぱりこれ以上お年寄りにテレビを見るだけに負担はかけられないっていうて、料金設定をやっぱりインターネットを使う世帯とテレビを見る世帯は分けるということは、IRU契約が従来どおりだったら分けられないのではないかっていう心配があるんですけど、インターネット3,800円、この上勝の案だとね。というのもお年寄りに負担せえっていうこと自体、無理です。そこら辺をどう考えているのか

って町の考え方を確認したいと思います。

○副議長（節 公一君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 機械的な話になりますけども、今の機種はS S方式という方式をとってます、電送方式を。新しくするのは今、井出議員さんおっしゃいましたPON方式ということで、利点については先ほど申し上げたとおりです。

契約の中身ですけども、単独料金にするか3セットでいるかということで、これまでいろいろとご説明いたしましたけども、当初の事業の線路設計がインターネット、これからの社会に対応するためにインターネットを当然主流に置いて整備をするという方針で整備していました。おっしゃいますように単独しますと、前回話したように3倍、それぞれで入りますと、3倍程度の料金が上がってまいりますので、長い将来考えたときにやはり3セットで今の税抜き2,570円ですか、それを維持するほうがはるかに得だというに今考えています。

できるだけ、お年寄りにとっては大変厳しいところもありますけども、これからのことを考えますと、今の料金体系を維持して、できるだけインターネットを普及していく。その利活用、いろいろご質問があると思いますけども、オプションもございまして、そういうことも検討しながら住民のサービスをつなげていきたいと思えます。

以上です。

○8番（井出美智子君） 平成18年以降の光ケーブルは、どの自治体でも通信と放送は分けられているわけです。大体この勝浦町のケーブルテレビをテレビが見れなくなるってことで補助金をもらうってことでやったんですけど、大体これは放送ということじゃなくて、通信が主体の補助金をもらったからインターネットと抱き合わせでなければならないってことに大きな問題があったと思うんです。だから、やはり通信と放送は分けて考える。インターネットは、これから絶対しないようなお年寄りにインターネット料金を負担せえということ自体はやはり大きな問題があるので、見直しの時点でそれは見直していくということは常々町も考えていかれて、インターネットの負担が3,800円なるものがPON方式のあれを、今でも年金が下げられるし、介護保険料は上がるし、何もかも上がるし、消費税は上がる。やっていけない

っていうお年寄りに、これ以上テレビを見るだけで、大きな負担は負わせれないって  
いうことをしっかり頭に入れて1年後の契約更改に臨んでほしいと思います。払える  
人にとっては、インターネットを利用する人にとっては当然な金額ですけど、使わな  
い人にそれを負担させるというのはやはり理不尽だと思います。そこはしっかり頭  
に入れて取り組んでほしいってことを確認したいと思います。

○副議長（笹 公一君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 金額のことでちょっと具体的な数字が出まし  
たので、ご説明します。

今、言いましたように新しい方式になると、容量が少し大きくなりますので、通信  
速度は改善していきます。そういう利点もございます。

金額については、先ほど言いましたようにメリットのほうが多いと考えております  
けども、料金は今言いました税抜きの2,570円を維持したいと、できるだけ維持した  
いと。議員さんがおっしゃいますのは、3,850円でしたか、その金額についてはもち  
ろん今協議中で決定はしておりませんが、それは会社等で端末を非常に多く対応  
しておるところが一部ございます。そういう方は企業で使いますので、大変大きな容  
量を使いますので、そういう方については一般の方と差をつけて、公平な目で  
3,850円をいただいたほうがよいだらうという、お互い上勝町と勝浦町で検討してい  
る途中です。

○副議長（笹 公一君） 井出議員。

○8番（井出美智子君） これ以上の負担が大きくなるということとは、ここで確  
認しておいてもいいわけですね。

○副議長（笹 公一君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 原則的にはそういう方向で検討しております  
けども、前段申し上げましたように、これから請負業者が決まって、具体的な機種が  
決まってまいりますと、若干そのあたり、何回も言いますけれども、維持はしたいと  
思ってますけども、万が一想定はしておきませんが、特異な例が出てくれば、若  
干また協議をして検討する可能性はないと言えませんが、できるだけないように今  
の料金体系を維持する方向で仕様書なりを業者にお願いをしていきたいと思っ  
てます。

○8番（井出美智子君） もう一つ確認したいことは、通信と放送を分けた契約はできるのかってことです。

○副議長（笹 公一君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今のところは、この3点セット。セットで料金体系を維持したいというふうに。これも上勝町との協議でそういうふうに決定しております。

○8番（井出美智子君） 上勝の町長の答弁は、絶対抱き合わせでなければならないということではないと、各方面の意見を聞かなければならないと、検討するっていうことになっておりますので、両町ともインターネットを使わないお年寄りにこれ以上の負担は負わせないということはやっぱり努力してほしいと思います。

以上です。

○副議長（笹 公一君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 若干補足させていただきます。

今のテレビだけだったら余り料金かからないんじゃないかということ、今はそうなんですけども、これから3K、4Kっていうてかなり高画質のテレビが出てきます。そういうことになると、大変回線の容量を使いますので、そういうところも当然今後大きなテレビ、高画質のテレビを入れると、料金体系がだんだん上がってまいりますので、そういうところも含めてできるだけ今の料金を維持していきたい。追いつかないように維持をしていきたいと思っております。

○8番（井出美智子君） 通信速度が上がるっていうことは、我が家の子供からも強く要求されているので、すごく喜ばしいことなんです。新しい方式にきちっと対応していくっていうことも、状況としては必要だと私は思っています。しかし、それに対応できない世帯に対して、きちっとオプションがつけれるのであれば、高画質を望む人にはオプション契約とかで、一番低いレベルに合わせた契約も考えておくっていう、そういうふうなことが必要だと思うんです、町政は。1,000円、2,000円とすごく大きいですからね、限られた年金の中で。そういうふうなオプションでどんどんと自分が希望するほうにつけれるような形っていうのも大変研究してほしいと思います。

○副議長（笹 公一君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 高齢者がテレビだけで、インターネットを使

わないという現実もございますので、インターネットというか光ケーブルを利用して、インターネットを使わないお年寄りには、これからオプションになりますけども、見守りでありますとか、それから災害情報を送るとか、そういうのをお年寄り向けの情報提供も当然必要になってくると思いますので、そういうことも検討していきたい。このシステムの中で検討していきたいと思っております。

○8番（井出美智子君） システムとは関係ないんですが、お年寄りを対応するのであれば、この光ケーブルを利用したシステムではなしにやはり地域の見守り、それから買い物弱者、病院に通えない、そういうふうな人的システムで対応すべきか、勝浦町にそういう対応だと思えます。人的システムを対応した上で、それに補うべき問題なんで、お金をかけるところをやっぱり位置かえてほしいと思えます。

○副議長（笹 公一君） 井出議員、町民の声に対する質問の持ち時間が迫るとるんで、最後にどうしてもこれは聞きたいっていうんがあれば、それを聞いて最後の質問にしたいと思えます。

○8番（井出美智子君） やはり抱き合わせではなく、放送と通信は分けれるのかどうかということを最後に確認して終わりたいと思えます。

○副議長（笹 公一君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 放送と通信は分けれると思えますけど、実際使っておるのは光ケーブルを使って、その中で情報と通信は分けておりますので、設備としては一体なものと考えております。

○副議長（笹 公一君） 以上で町民の声に対する質問は終わります。

~~~~~

○副議長（笹 公一君） 次に、日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

小休します。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○副議長（笹 公一君） 再開します。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午前10時17分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会副議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員